

での間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併」とあるのは、「分割」と、「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の一」とする。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条の二 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定の日から三年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

(特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十九条第二項に規定する空港運営権者が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかわらず、千分の〇・五とする。

（国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条の二 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に海上運送法第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかわらず、千分の三・五

（新関西国際空港株式会社が移転補償事業により賣い取つた土地の所有権の移転登記の免税）

第八十二条 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この条において「設置管理法」という。）の施行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの間に、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下この条において「航空機騒音障害防止法」という。）第九条第二項の規定により設置管理法第九条第一項第四号ニの事業として航空機騒音障害防止法第九条第一項に規定する第二種区域に所在する土地の所有者からの申出に基づき当該土地の買入れを行つた場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買入れ後二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 平成二十六年三月三十一日

二 設置管理法第二十九条第二項に規定する空港運営権者が同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権について同法第二十七条第一項の規定により設定の登録をする日

（国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条の二 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に海上運送法第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかわらず、千分の三・五

とする。

2 省略

(認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）が、同法第二十五条に規定する認定計画（平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定（国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。以下この項において「計画認定」という。）を受けたもののうち、当該計画認定の申請が特定民間都市再生事業（都市再生特別措置法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る工事着手前に行われたもの（同法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同法第二十一条第一項の認定に係る申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前に行つ、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る部分に限る。）に係る工事着手前に行われたもの）に限る。次項において「認定民間都市再生事業計画」という。）に基づき当該計画認定の日から三年以内に当該特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（前項の期間内に都市再生特別措置法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。以下この項において同じ。）に基づき同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築（同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定（同法第十九条の十第二項又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）の日から三

とする。

2 同上

(認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）が、同法第二十五条に規定する認定計画（平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定（以下この項において「計画認定」という。）を受けたもののうち、当該計画認定の申請が特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る工事着手前に行われたもの（同法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同法第二十一条第一項の認定に係る申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前に行われ、かつ、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る部分に限る。）に係る工事着手前に行われたもの）に限る。次項において「認定民間都市再生事業計画」という。）に基づき当該計画認定の日から三年以内に当該特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（前項の期間内に都市再生特別措置法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。以下この項において同じ。）に基づき同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築（同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定（同法第十九条の十第二項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）の日から三年以内（特定民間都市再生事業のうち政令

年以内（特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内）にするものに限る。）をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五（平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二）とする。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の二 省略

3 2 省略
投資法人（投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ・ロ 省略

ハ 投資法人から投資法人法第一百九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二条第二十一項に規定する資産運用会社が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

二 省略

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い

で定めるものについては、五年以内）にするものに限る。）をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五（平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二）とする。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の二 同上

3 2 同上

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い

一 同上

イ・ロ 同上

ハ 投資法人から投資法人法第一百九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二条第十九項に規定する資産運用会社が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

二 同上

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い

(戻した場合の所有権の移転登記等の免税)

第八十三条の四 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

- 一 省 略
- 二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。
- 三 省 略

(戻した場合の所有権の移転登記等の免税)

第八十三条の四 同 上

- 一 同 上
- 二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。
- 三 同 上

(新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条 特定建設線（全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が、同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をする場合には、当該土地の所有権の移転若しくは地上権の設定の登記又は当該建物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得又は建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税)

第八十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第十三条の規定により当該承継法人とみなされる同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下この条において同じ。）に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の有する建物との交換が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三

を課さない。

号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条の二 鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者(地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに限る。)が、平成九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社(以下この条において「旅客会社等」という。)から取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の移転又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一・二 省略

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

第八十四条の三 省略

254

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

第八十四条の三 同上

254

5 | 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体で、特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。)の事業を承継するために設立されたものであることその他政令で定める要件を満たすものが、平成二十一年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に解散した当該特例民法法人から残余財産の取得をする場合には、当該取得に伴う土地の所有権、地上権若しくは賃借権又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、財務省令で定めるところ

るにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成二十七年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条の規定及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一 省 略

二 関税定率法別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の一の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号に該当する酒類（同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）を除く。）六十万円

三・四 省 略

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成二十六年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一 同 上

二 関税定率法別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の一の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号に該当する酒類（同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）を除く。）五十万円

三・四 同 上

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成二十七年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十二条第二項の規定にかかわらず、千本につき一万千円とする。

2 省 略

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成二十六年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十二条第二項の規定にかかわらず、千本につき一万五百円とする。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九十条の三の三 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減」）

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九十条の三の三 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減」）

定用途石炭」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十九年三月三十日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

255 省略
一・二 省略

(特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十九年三月三十日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(3)若しくは第二七一〇・二〇号の一の四に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。)から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの(以下この条において「特定用途石油製品」という。)を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者(政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。)に(当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に)還付する。

一一五 省略

省略

省略

一一五 同上

同上

同上

(特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十六年三月三十日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(3)若しくは第二七一〇・二〇号の一の四に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。)から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの(以下この条において「特定用途石油製品」という。)を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者(政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。)に(当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に)還付する。

定用途石炭」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十六年三月三十日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

255 同上
一・二 同上

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十九年三月三十一日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

155 省略

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十九年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）のA又は第二七一〇・二〇号の一の四のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

258 省略

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（同表第二七一〇・一九号の一の（三）又は第二七一〇・二〇号の一の四に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十六年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）のA又は第二七一〇・二〇号の一の四のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

257 同上

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十六年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）のA又は第二七一〇・二〇号の一の四のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

258 同上

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（同表第二七一〇・一九号の一の（三）又は第二七一〇・二〇号の一の四に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの

を除く。以下この条及び次条第一項において「石油調製品等」という。)から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コーエクス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、当分の間、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

(非製品ガスに係る石油石炭税の還付)

257 省略

を除く。以下この条において「石油調製品等」という。)から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについて、その製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、当分の間、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

257 同上

第二七一一・一三号に掲げるブタンその他政令で定めるものの製造に伴い副次的に製造される同表第二七一一・二九号に掲げるその他のものであつて、販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を製造した場合には、政令で定めるところにより、その課税済みの原料から製造された非製品ガスにつき、当該課税済みの原料に係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油精製業者に（当該石油精製業者が、当該非製品ガスの原料となつた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油精製業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に）還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場であることその他理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を命ぜることができる。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めることにより、課税済みの原料をその他の物品と区分して蔵置すべきことを命ぜることができる。

4 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油精製業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する非製品ガスで当該製造場において製造されたものの製造又は移出」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「非製品

ガス（租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガス」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「非製品ガス」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引」とあるのは「非製品ガスの製造」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油精製業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇六 省 略

七 第九十一条の六の二第三項の規定による書類を提出せず、又は偽りの書類を提出した者

4・5 省 略

（航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八 航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機に、平成二十三年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、同法第十一条の規定にかかる

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 2 同 上

一〇六 同 上

七 前条第三項の規定による書類を提出せず、又は偽りの書類を提出した者

4・5 同 上

（航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八 航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機に、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、同法第十一条の規定にかかる

らず、航空機燃料一キロリットルにつき一万八千円とする。

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八の二 沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項及び次条第一項において「沖縄以外の本邦の地域」といいう。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外國往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条及び次条において「航空機」といいう。）又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う運送の用に供されるもの（沖縄県の区域内に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条及び次条において「沖縄路線航空機」といいう。）に、平成二十九年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条及び前条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき九千円とする。

2 沖縄路線航空機が、平成二十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」といいう。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 一般国内航空機が、平成二十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に前条に規定する税率により航空機燃

らず、航空機燃料一キロリットルにつき一万八千円とする。

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八の二 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項及び次条第一項において「沖縄以外の本邦の地域」といいう。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外國往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条及び次条において「航空機」といいう。）で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う運送の用に供されるもの（沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条及び次条において「沖縄路線航空機」といいう。）に、平成二十六年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条及び前条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき九千円とする。

2 沖縄路線航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」といいう。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 一般国内航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に前条に規定する税率により航空機燃

料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十一条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）の規定にかかるらず、同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

5・6 省略

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成二十九

料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十六年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十一条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）の規定にかかるらず、同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

5・6 同上

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成二十六年三月三十一日までに積み込まれる

年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条の規定及び第九十条の八の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千五百円とする。

2 特定離島路線航空機が、平成二十九年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3

特定離島路線航空機が、平成二十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4

一般国内航空機が、平成二十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5

沖縄路線航空機が、平成二十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4

一般国内航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3

特定離島路線航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

2

特定離島路線航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6

航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十九年三月三十一日まで

航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十六年三月三十一日まで

に、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用について
は、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「
当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空
機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十一条及び租税特別措置法第九
十条の八（航空機燃料税の税率の特例）の規定にかかわらず、同法第九
十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る
航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。」とする。

7・8 省略

第九十条の十一の三 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一
日までの間に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて
道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項
後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十
三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車について
は、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査
自動車（前条の規定のある検査自動車並びに次条第一項各号、第
二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する
場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税
額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の
規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に
掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する
臨時検査に係る自動車にあっては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額
）とする。

一 省略

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運

送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が
短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（③及び④に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万八百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又
はその端数ごとに一万

八百円

第九十条の十一の三 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等
を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定
による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を
受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の
政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に
自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定のある検
査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの
規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車
を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項
の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に
掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算し
た金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車に
あっては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 同 上

二 同 上

(1) 同 上

イ 同 上

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又
はその端数ごとに一万

円

	(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車	車両総重量が一トン以下のもの 車両総重量が一トンを超えるもの	一万八百円 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万八
	(3) 軽自動車	車両重量が〇・五トン以下のもの	七千八百円
	(4) 省略	車両重量が〇・五トンを超えるもの	四百円
	(2) イに掲げる自動車以外の自動車を除く。)	車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千	
	(1) 乗用自動車 (4)及び(5)に掲げる自動車	五千四百円	
	(2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車	五千四百円	
	(1) 車両重量が一トン以下のもの	五千四百円	
	(2) (i) 車両重量が一トンを超えるもの	車両重量一トン又はその端数ごとに五千四百円	
	(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車 (4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)	三千九百円	
	(1) 車両重量が一トン以下のもの	三千九百円	
	(2) 同上	五千円	
	(3) 同上	車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円	
	(4) 軽自動車	七千六百円	
	(5) 省略	七千八百円	

	(2) (1) 同上	車両重量が〇・五トン以下のもの 車両重量が〇・五トンを超えるもの	五千円 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円
	(3) 同上	車両重量が一トン以下のもの 車両重量が一トンを超えるもの	五千円 車両重量一トン又はその端数ごとに五千円
	(4) 軽自動車	三千八百円	
	(5) 同上	車両重量一トン又はその端数ごとに三千八百円	

2| 平成二十八年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定のある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項

において準用する場合を含む。)に掲げる検査自動車を除く。)に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかるわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に○・五を乗じて得た金額）とする。

(1) (2) 及び(3)に掲げる自動車以外の自動車	五千四百円	車両総重量一トン又はその端数ことに五千四百円
車両総重量が一トン以下のもの	五百四百円	
(ii) (i) 軽自動車	三千二百円	
二輪の小型自動車	二千七百円	車両重量〇・五トン又はその端数ことに二千七百円
(1) 乗用自動車 (3) 及び(4)に掲げる自動車を除く。)	七百円	車両重量〇・五トン又はその端数ことに七百円
(ii) (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの	二千七百円	車両重量〇・五トン又はその端数ことに二千七百円
(1) (3) 及び(4)に掲げる自動車以外の自動車	二千七百円	車両重量が一トン以下のもの
(ii) (i) 車両総重量が一トンを超えるもの	二千七百円	車両総重量一トン又はその端数ことに二千七百円
(4) (3) 軽自動車	一千六百円	二輪の小型自動車
前号に掲げる自動車以外の自動車	二千七百円	

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が

短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（3）及び（4）に掲げる自動車を除く。）

(1) 車両重量が〇・五トン以下のもの

一万千四百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの

车両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万四百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

一万千四百円

(i) 車両総重量が一トン以下のもの

车両総重量一トン又はその端数ごとに一万千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの

车両総重量一トン又はその端数ごとに一万千四百円

軽自動車

(1) 二輪の小型自動車

八千二百円

(2) イに掲げる自動車以外の自動車を除く。）

四千六百円

(1) 乗用自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）

五千七百円

(ii) (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの

车両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千七百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの

车両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千七百円

(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

五千七百円

(2) 車両重量が一トン以下のもの

五千七百円

(ii) (i) 車両重量が一トンを超えるもの

车両重量一トン又はその端数ごとに五千七百円

(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）

四千百円

(i) 車両重量が一トン以下のもの

四千百円

(ii) 車両重量が一トンを超えるもの

车両重量一トン又はその端数ごとに四千百円

(4)

軽自動車

四千百円

前二項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一〇三 省略

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ・ロ 省略

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、第三号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ・ハ 省略

2・3 省略

4 第一項（第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けた検査自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けたものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合（当該自動車第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。）には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の

量税法第七条第三項に定めるところによる。

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 同上

一〇三 同上

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ・ロ 同上

2・3 同上

4 第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けたものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合（当該自動車第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。）には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて

計算した金額とする。

税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

557 省略

(利子税の割合の特例)

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

一 省略

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項（同法第一百四十四条の人において準用する場合を含む。）において準用する場合、同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合並びに同法第一百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項

三 省略

32 省略
3 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一 省略

二 第七十条の六第三十八項第三号

三 第七十条の八の二第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）

4 省略

四六省略

557 同上

(利子税の割合の特例)
第九十三条 同上

一 同上

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）

32 同上
3 同上

一 同上

二 第七十条の六第三十七項第三号

三 第七十条の八の二第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）

4 同上

四六同上

第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項、第七十条の六の四第十七項、第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）並びに第七十条の七の五第十二項（第七十条の八第十二項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 省略

（延滞税の割合の特例）

第九十四条 省略

2 国税通則法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第一項中「期間（当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第一百五十二条第三項」とあるのは「国税徵収法第一百五十二条第三項」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項、第七十条の六の四第十七項並びに第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 同上

（延滞税の割合の特例）

第九十四条 同上

2 国税通則法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第一項中「期間（当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第一百五十二条第三項」とあるのは「国税徵収法第一百五十二条第三項」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、「同法第一百五十二条」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

る。

3 省略

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 省略

25 24 省略

25 第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の二第二十四項において準用する場合に限る。）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二号中「国税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第二项に規定する特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二号中「国税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第二项に規定する特別還付金において準用する場合に限る。」)と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第三項中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。

26 31 省略

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされる事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県 第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四

3 同上

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 同上

25 24 同上

25 第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の二第二十项において準用する場合に限る。）」と、「該当する特別還付金」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と、同条第三項中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。

26 31 同上

(事務の区分)

第九十八条 同上

同上

第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四

市町村	
六の四第十八項の通知に関する事務	<p>号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p> <p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一條の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p>

同上	
八項の通知に関する事務	<p>号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p> <p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一條の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p>